

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

枚方市立春日小学校

はじめに

本校は、「枚方市いじめ防止基本方針(概要版を含む)」(以下、枚方市方針)に記載の考え方や取組をもとに、いじめに対応する。本方針では、枚方市方針と同様のことはできる限り記載せず、具体的な対応や考え方等を簡潔に記載することで、教職員だけでなく、児童とその保護者、地域の方々とも考え方を共有しやすくするとともに、いじめに対して、より早く、実効的に取り組むことを目的として作成した。

1. 基本理念

「互いのよさ、ちがいを認め合い、ともに学び、ともに育つ」という基本理念のもと、いじめは、「重大な人権侵害事象である」という認識で対応する。

2. いじめの定義の基本的な解釈

一定の人間関係があり、被害児童が心身の苦痛を感じているもの(SNSを含む)

3. いじめの態様(ここに挙げていないことでも、心身の苦痛を感じるものは、いじめに当てはまる)

嫌なことを言われる 仲間外れ・無視 軽くぶつかられる・叩かれる 遊ぶふりをして蹴られる 等

4. 具体的な事例

「AがBに悪口を言った。Bが怒り、Aを殴ったことをきっかけに喧嘩になり、互いに苦痛を感じている。」

→AとBそれぞれを被害児童としての「いじめ2件」となる(1つの事案でも、被害児童が複数名いる場合がある)。

・Aには、悪口を言ったことと、その後の喧嘩について指導する(悪口を言った背景を聴く)。

・Bには、悪口を言われた思いは傾聴しつつ、だからと言って殴っていいわけではないことを指導する。

*いじめられる(何かされる)側にも責任があるという解釈ではない。

5. いじめの未然防止

・「いじめられたら(何かされたら)やり返す」を許さない。

「何かされたら、やり返していい」という考え方は、負の連鎖を生み、重大な事象につながる可能性があると考ええる。

・年度当初の周知(児童や保護者、地域の方々)

入学式や始業式、ブログ等を通じて、いじめについての考え方や窓口を周知

・いじめアンケートの実施

学期に1回以上、実施する。必要な場合は、その都度実施し、情報を集める。

・いじめ防止対策委員会の実施(年度当初と各学期末、年間4回)

校長、教頭、生徒指導主担者、人権教育担当者、各学年主任、養護教諭、心の教室相談員を基本の構成員とする。

(在籍する場合)首席、指導教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

(緊急の場合)当該学年と管理職等、直ちに参集できる教職員等で実施し、迅速に対応する。

・様々な行事や取組、校内研修、研究授業等の実施

「互いのよさ、ちがいを認め合い、ともに学び、ともに育つ」を意識した仲間づくりを常に意識して取り組む。

6. いじめの発見、対応

・いじめは、「いつでも、誰にでも起こりうる」との認識のもと、早期発見を心がける。

・発見後は「枚方市立春日小学校 いじめ対応マニュアル」に則って対応し、一人で抱え込まない。(組織的な対応)

・関係児童には支援・指導。その保護者とも情報を共有し、一定の解決をめざす。(法的な解消は、3カ月を目安)

・重大ないじめ事案等は、警察等と連携する場合がある。(文部科学省 令和5年2月7日通知)

7. いじめの解消

・被害児童に直接確認することを基本とするが、「何か気になることがあれば先生に言いに来てね」等のメッセージを定期的に全体に周知し、様子を見るなど、3カ月を目安として、解消を確認する。